

熊本県新型インフルエンザ等対策協議会設置要綱

(設置)

第1条 新型インフルエンザ等に関して、熊本県内における総合的な対策を関係機関が相互に連携して迅速かつ的確に実施し、安全で安心な県民生活を確保することを目的として、新型インフルエンザ等対策について関係機関間での情報連絡、協議を行うため、熊本県新型インフルエンザ等対策協議会（以下「対策協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 対策協議会は、新型インフルエンザ等対策に関する情報連絡を行うほか、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 感染の予防及び拡大防止策の検討並びに実施に関すること。
- (2) 社会機能の維持対策に関すること。
- (3) 県民に対する適切な情報提供に関すること。
- (4) 医療提供体制の確保に関すること。
- (5) その他新型インフルエンザ等対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 対策協議会は、(別表)の構成団体（以下「委員」という。）をもって組織する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、知事をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(会議)

第5条 対策協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 対策協議会の庶務は、健康福祉部健康危機管理課において行う。

(地域対策協議会)

第7条 会長は、新型インフルエンザ等対策に関して、各地域振興局に熊本県新型インフルエンザ等地域対策協議会（以下「地域対策協議会」という。）を設置することができる。

- 2 地域対策協議会長は、地域振興局長とする。
- 3 地域対策協議会の構成員は、地域振興局長が指名する者とする。
- 4 地域対策協議会の事務局は、当該地域振興局に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成21年5月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月9日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年2月9日から施行する。